

『トルコ人に対する戦争について』を読む

立山 忠浩

一 ルターの「戦争文書」

マルティン・ルターにはいわゆる「戦争文書」というものがある。文字通り「戦争」に関連することが主題となっているからである。邦語で読める書は以下の三つである。

- ・『この世の権威について、人はどの程度までこれに服従の義務があるのか』（一五三三年、『ルター著作集 第一集第5巻』）
- ・『軍人もまた救われるか』（一五二六年、『同、第7巻』）

・『トルコ人に対する戦争について』（一五二九年、『同』第9巻）

「戦争」に直接関連付けることはできないとしても、武力や軍隊に関わる書もさらに挙げるならば以下である。

・『シュワーベンの農民の十二個条に対する平和勸告』（一五二五年、『同』第6巻）

・『農民の殺人・強盗団に抗して』（一五二五年、『同』第6巻）

・『農民に対するきびしい小著についての書簡』（一五二五年、『同』第6巻）

・『愛するドイツ人への警告』（一五三二年、『同』第10巻）

・『皇帝に対する抵抗権についての連続討論の提題』（一五三九年、『同』第10巻）

最初の三書は農民戦争に関する書であり、残りの二書はシュマルカルデン同盟と神聖ローマ皇帝カール五世との間での戦いが主題となっている。直接論じている紛争や戦争は異なるが、武力や軍隊を行使することについて論じている点では同じである。

ここで取り上げる『トルコ人に対する戦争について』は他の「戦争文書」と同様の共通点を持っているが、しかし明らかに異なる点がある。それは他の書が神聖ローマ帝国内における戦争、あるいは領内、キリスト教圏内の武力の行使であったのに対し、同書は異なる。トルコ人、異教徒であるイスラム教徒に対する戦争が問題となっているからである。

## 二 『トルコ人に対する戦争について』（以降は『トルコ人』）

### 1 執筆の背景

オスマントルコ帝国のスレイマン一世（一四九四～一五六六）のヨーロッパ侵攻は一五二一年には始まったが、翌年の二二年にはエーゲ海にあるギリシャ領ロードス島を占領した。ここはイスラム教徒と闘う唯一の騎士修道会の聖ヨハネ騎士団の拠点であった。一五二六年にはハンガリーのモハッチでハンガリー国王を捕らえ、オーストリアと国境を接するほどになっていた。二九年（九月下旬～十月中旬）にはオーストリアの首都ウィーンを包囲する事態が生じた（第一次ウィーン包囲）。寒さも加わり実際にはウィーン攻略は失敗したが、西ヨーロッパに大きな恐怖と衝撃を与えるには十分であった。一五三二年にスレイマン一世は再度ウィーン攻略を目指したが、このときも実現には至らなかった。結果和睦が成立することで決着を迎えることになった。

ルターがこの書を執筆した時期はオスマントルコ帝国がウィーンに迫ろうとしていた時と重なる。極めて深刻な、緊迫した状況であったことは言うまでもない。神聖ローマ帝国内、あるいは西ヨーロッパ内の、しかもキリスト教圏での戦争や紛争しか体験したことのない当時の西ヨーロッパの人々にとって初めての体験だったのであ

る。

## 2 執筆の時期

ルターは一五二八年一〇月には執筆に取りかかっていたが、実際に印刷されたのは翌年の四月後半である。出版されて半年後にオスマントルコ帝国によるウィーン包囲が起こるが、極めて緊迫した状況下で執筆されたことに変わりない。このことを認識することは重要である。後代の者が平時の感覚で読むことの限界を覚えなければならぬからである。

## 3 同書の主旨

### (一) 「トルコ人は神の怒りの筈」という主張の変更

ルターは「トルコ人を敵として戦うことは、この筈をもってわれわれに臨みたまう神に逆らうにも等しいことである」<sup>(1)</sup>と過去に述べたことを認めている。これは同書の一〇年前に執筆された『贖宥の効力についての討論の解説』で確かに述べていることである。<sup>(2)</sup>ドイツ人の不信仰に対する懲罰として、野蛮で狂暴なトルコ人を神が遣わされたと言うのである。それによってドイツ人の心からの改悛を求めているからだとしている。

しかし状況が変化したのである。すなわち「もしも、世界の事情が今日もかつてと同じような状態にあるのであれば、なおも私はそれを主張したいと思うし、せすにはおられない。しかし……」と言っている。そしてトルコ人との戦争を当然のことと認め、それを前提にして行く。「教皇たちは決して真剣にトルコ人と戦争をするつもりはない」という批判がこれを意味している。オスマントルコ帝国の脅威が間近に迫っているという切迫した状況を見て取れよう。逆に言えば、そのような状況からほど遠い、いわば平時の中に生きている者とはまったく異なる事態の中で、ルターが執筆していることを念頭に置かなければならない。

ただルターの関心事はトルコ人との戦争の是非ではない。あるいは武力を行使することや軍隊の存在の是非でもない。事実その是非をことさら取り上げてはいない。それはもう前提であるかのようなのである。それを教会やキリスト者がどう対応すべきなのかを論じるのである。

## (二) 二王国論

戦争や武力の直接の担い手は教会やキリスト者ではない。担うのは皇帝や領主である。これがルターの一貫した主張である。ここにルター特有の二王国論が適応されることになる。

諸説を展開する際に、ルターは必ずと言ってよいほどに聖書の引用を行い、それを論拠とするが、ここではイエスの教えをもつて論じている。その代表が「剣をさやに納めなさい。剣を取る者は皆、剣で滅びる」(マタイ二六・五二)と弟子の一人を戒められたイエスの言葉である。この教えはキリスト者に与えられたものであり、ゆえにキリスト者が武器を取り、戦争に赴くことはない。だから教皇や司教たちが戦争に直接加担することにな

れば、それは「キリストのみ名に一大恥辱と不名誉とを加えることになる」と非難する。「彼らは神のみ言や祈りをもって悪魔と戦うべき使命を受けている」<sup>(4)</sup>のであり、「教会は争いをしてもならず、また、剣をもって戦ってもならない」<sup>(5)</sup>、これが繰り返される原則である。「キリストはキリスト者が戦争をしてはならぬとする私の所説を彼らに教えようとしたもうのである」<sup>(6)</sup>とルターは一貫して論じている。二王国論で言えば、教会は霊的なことがらに徹するのである。

霊的権能をもつばら担うのが教会であり、その代表が司教たちであるならば、この世の剣の権能を担うのは皇帝であり、王であり、領主である。ルターは言う、「もしも皇帝カールの旗なり、あるいは一領主の旗なりが戦場にある場合、その時には、だれでも元氣よく喜んで馳せ参するがよろしい」<sup>(7)</sup>と。

この二つを区別するのがルターの特徴であるが、反対に区別をしないことには厳しい言葉を連ねる。一五二六年にハンガリーのモハッチでハンガリー国王が捕らえられたことを既述したが、その際のハンガリーの指導権を握っていたのはフランシスコ会の大司教であったらしい<sup>(8)</sup>。それをルターは批判し、それがなかったならばもっと戦果を挙げるようになったであろうと言っている<sup>(9)</sup>。だから、「もしも司教や枢機卿や教皇の旗がそこにあつたら、そこから走り去る」<sup>(10)</sup>ように勧めている。

この世のこと、政治的なこと、そして剣の権能を担うのはもつばら皇帝であり、領主である。だから「皇帝がトルコ人を敵にして自分の臣民のためになしうるところのものはすべきである」とし、「皇帝は己が臣下を守り助けるためにできる限り防御し、進出の喰い止につとめる」<sup>(11)</sup>べきことを強調する。

このようなことを進言した背景に、ルターが耳にしたトルコ人の残虐性があったのであろう。トルコ人の捕虜

として連れ去られた者たちが家畜同然に扱われたのであるが、戦時下においてどこでも起こり得ることをルターは認識していたに違いない。実際にルター自身が間接的に加担することになった農民戦争の惨状が、きつとルターにとっても記憶に新しいことであつたであろう。

### (三) キリスト者としての判断

キリスト者は剣をとってはならないのであれば、誰が戦場に向うのか、当然この疑問が湧く。なぜなら、当時はドイツ人のほぼすべてがキリスト者であつたからである。とすれば誰も剣を持つことはできず、戦争に向うことも許されないことになるからである。ルターはそれを「私は職務と召しとを厳密に区別し分離しておきたい」と述べる。

これについては、「このことに関しては他の箇所、特に、軍人について、およびこの世の権威についての小著において十分過ぎるくらいに書いた<sup>(1)</sup>」と述べている。そこでルターは「剣は悪人を罰し、信仰者を守り、平和を維持するために神が設けられたのである<sup>(2)</sup>」とし、ローマ書二章一節以下やIペトロ三章一三節以下をその根拠として挙げている。無論、剣の使用を積極的に認めるのではないが、「戦争とは、不正や悪を罰するものでなく何であろうか」と言うのである。

さらに軍職に関しても「それが悪人を罰し、不正な者を虐殺し、あのような悲惨をまねくことをみると、それは全く非キリスト教的な仕事であり、確かにキリスト教的な愛に反するようにみえる。しかし、それが信仰者を守り、それによって婦人や子供、家や敷地、財産、名誉、平和を支え守ることを見れば、その行いがどんなに尊

く、神的存在であるかということがわかり、私はその職務も、全身が減びないように足や手を切り落とすものであることに気づくのである」と言うのである。

そしてこの書で「正しい戦争とは、悪人を罰し平和を維持することではなくて何であろうか」と、「正しい戦争」という言葉を用いている。「正しい戦争」とは「永久的な、はかり知れないほどの争いを防ぐための小さな短い争い、大きな不幸を防ぐための小さな不幸、にほかならないのである」とさえ言っていることは驚きである。

以上のことから言えることは、キリスト者としての本来の召しは「剣をさやに納めなさい。剣を取る者は皆、剣で滅びる」というイエスの教えに従うことを意味しても、時としてそれと異なる職務を任じられることがあり、それも尊い神的存在となり得ることを認めるのである。

#### (四) トルコ人の戦争行為

ルターはトルコ人の戦争行為を断じている。己のものならぬ国々の強奪に他ならないからであり、欠乏のゆえに戦うのではないからである。また、「己が国を平和のうちに守ろうとするために戦うのではない<sup>17</sup>」。ここでも「正しい戦争」の定義を行っていることになる。ルターからすれば、自国に侵攻しようとしているオスマントルコ帝国の戦いは悪しき戦いであり、その帝国の侵略を防ぐための防衛的な戦いは正しい戦争ということになる。

### 三 我々は「戦争」についてどう論じて来たか

#### 1 ルターの「戦争文書」をどう読んで来たか

ルターの二王国論はしばしば批判に晒されて来た。ナチス・ヒトラーのドイツ帝国時代に、教会がヒトラーに抵抗することなく、いやそれどころか支持する立場をとった負の歴史があるからである。ルター派が多くを占めるドイツ福音主義教会は二王国論に立っていた。これに対し、スイス人で改革派に属するカール・バルトは当初から抵抗を続け、告白教会のリーダー的立場で貢献したことは周知のことである。

二王国論の問題とは、この世の為政者の悪政に教会があまりにも無関心であり、無抵抗であったことである。無関心とは言い過ぎかもしれないが、バルトらに代表される改革派の神学者たちの抵抗に比べると、ドイツの福音主義教会のナチスへの迎合さが際立っていたことは事実であろう。その原因は複雑で、ルター派の二王国論の問題だけがやり玉に挙げられることは余りにも単純化し過ぎだと思われるが、過去の歴史の揺るがせない事実のゆえに、二王国論の欠点と言うべきことが叫ばれたことはある意味当然なことであった。それは教会の霊的権能とこの世の為政者の政治的権能が区別され、もっぱら国内外の政治的判断が為政者に任せられ、その結果為政者

の悪政をなかなか見抜けず、たとえそれに気づいていたとしても、批判し抵抗する力があまりにも弱かったという事実が存在する。ここに二王国論というルター派の神学が絶えず批判の対象となる流れが決した観がある。

日本はドイツと同様に戦争の加害国となり、敗戦国となった。戦争に対する責任は加害国にあり、そして敗戦となった国が負うことになる。教会の存在はそもそも極めて小さく、歴史の浅い日本の教会とドイツの教会では随分と異なるが、戦争に反対する声を上げ、抵抗する教会とキリスト者が少なかった点では変わらなかった。日本福音ルーテル教会も同様である。隣国の教会やキリスト者に対して、日本政府の植民地政策に同調するように日本の教会が迫った歴史さえある。ゆえに戦後、日本国もさることながら、日本キリスト教団を中心にした教会の懺悔の取り組みも見られた。

このように考えるならば、ルターの二王国論だけが問題視されることは理解しがたいことであるが、戦後のバルト神学隆盛の流れの中でドイツ教会闘争が論じられ、ドイツのルター派教会が厳しく批判され、ルターの二王国論が問題視されることが定着した。この流れが八〇年近く経た今も依然として継続している。

しかし今日、ルターの「戦争文書」をいかに読むか、それが検討されなければならないのではないだろうか。いま「二王国論」が議論されるべきことは、二つの領域のそれぞれの関係やお互いの無関心、抵抗権などではない。ナチス・ヒトラーの時代、あるいはルターの農民戦争とも全く異なる状況がいま起こっているからである。

## 2 正しい戦争？

いま日本において問われているのは、軍隊を有し、武力を行使しすることの是非である。ヒトラーのように、他国へ侵略するための軍隊や武器でもない。ルターの言葉を借りれば「己が国を平和のうちに守ろうとするために戦う」ものであり、それは「正しい戦争」のための武力行使である。しかし「正しい戦争」という解釈があり得るのであるか。これが極めて大きな問題である。「戦争」そのものが悪であるからには、「正しい戦争」なるものを認めることは困難さを極めよう。

鈴木浩氏は『アウグスブルク信仰告白』第一六条の「国の秩序とこの世の支配について」を敢えて取り上げ、そこで「正しい戦争」という言葉が肯定的に用いられていることに目を留める。これはルターの同僚であったフライリップ・メラnhitonによる執筆であるが、一五三〇年に書かれた『トルコ人』が出版された一五二九年の一年後であり、オスマントルコ帝国の脅威が依然としてドイツを取り囲んでいたときである。鈴木氏は「正しい戦争」の理解はルター固有のものではなく、アウグステイヌス、トマス・アクィナスの継承であり、カルヴァンも「正当な戦争」という言葉を用いていることを指摘する。ウルリッヒ・ドゥフロウも、アウグステイヌスからのルターの展開が見られるとしても、基本的にルターをアウグステイヌスの線で理解している。<sup>⑩</sup>

鈴木氏の解説の主旨は「正しい戦争」の肯定ではない。戦争の様相が現代はすっかり変わってしまった以上、ルター時代の「正しい戦争」という理念をそのまま保持することは不可能だと考える。ただ、ではどう考えれば良いのかまでは記していない。重要なことは、「『この世』は常に移り変わっていく。だから、そうした『変化』に対応した判断が必要となる」という指摘である。<sup>⑪</sup>ルターが『トルコ人』で、「もしも、世界の事情が今日もかつてと同じような状態にあるのであれば、なおも私はそれを主張したいと思うし、せずにはおられない。しかし

……」として、自国を取り巻く状況の変化を察し、その変化に対応した判断を記したのが同書であつたことを指摘した。

「バルメン宣言」の主たる執筆者であり、ヒトラーの悪しき侵略戦争を厳しく批判し抵抗したカール・バルトが、スイス国境でライフルを片手に警備の任についている写真が有名であるが、それは他国への侵略のための武器行使は否定しても、自国の防衛のために、いや防衛に限り武力行使を認めていたことの証拠でもある。この意味ではバルトはルターの『トルコ人』で論じていることと共通項を持つ。いや、むしろバルトの方がルターより自衛への積極的な関与さえ感じ得よう。ルターは皇帝や領主たちが自衛のために武力を行使することは認めても、キリスト者自身が武器を持ち、それを行使することは積極的には勧めなかつたからである。しかしこのことを日本の教会が吟味し、正面から論じたことはなかつた。

ここまでの論述から、筆者が「正しい戦争」の支持者に聞こえるかもしれないが、そうではない。自衛のための武装を奨励しているのではない。ただルターの「戦争文書」文章に生きた神学を感じるのである。押し寄せている現実から逃避することなく、目まぐるしく変化する事情からも目を逸らさず、それに応える神学を構築しているように思われるのである。理想論でも学術世界のための論文でもない。

鈴木氏の言葉を借りれば、目まぐるしい「変化」に対応した判断をするための神学あるいは信仰告白がいま求められている。変化に対応した判断から、ルターの「戦争文書」を批判することになるかもしれないし、二王国論や正しい戦争なるものを否定することも当然あり得よう。無論逆の判断もあり得よう。重要なことは、目まぐるしく変化しながら押し寄せて来るいまの問題に、イエスの教えを絶えず根拠とし、神学的な遺産を無視するこ

となく、ある時には批判しながらも、それらを応用し、展開することに対応することであろう。『トルコ人に対する戦争について』はそのための実に有益な書と言えよう。

注

- (1) WA30/2, 108. 「トルコ人に対する戦争について」(二五二九年)『ルター著作集』第一集9巻、聖文舎、一九七三年、一六頁。
- (2) WA1, 535. 「贖宥の効力についての討論の解説」(二五一八年)『ルター著作集』第一集1巻、聖文舎、一九八一年、一七九頁。
- (3) 前掲書、一八頁。
- (4) 同右、二〇頁。
- (5) 同右、二四頁。
- (6) 同右、二四頁。
- (7) 同右、二五頁。
- (8) 同右、七五頁。
- (9) 同右、二三頁。
- (10) 同右、二五頁。

- (11) 同右、六七頁。
- (12) 同右、二二頁。
- (13) 同右、二二頁。
- (14) WA19, 625. 「軍人もまた救われるか」(一五二六年) 『ルター著作集』第一集7巻、聖文舎、一九六六年、五五四頁以下。
- (15) 同右、五五八頁。
- (16) 「正しい戦争」は recht Kriegen の訳語。
- (17) 前掲書、二二六頁。
- (18) ロバート・エリクセンは「ボンヘッファーやマルチン・ニーメラを含めて、ヒトラーに対する最も強力な抵抗者の多くは、ルター派であった」(『第三帝国と宗教』風行社、二〇〇〇年、四〇頁) と言う。彼らはルター派の二王国論に立っていたのである。
- (19) ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史』(徳善義和他訳) 新地書房、一九八〇年、四七二頁。
- (20) フィリップ・メラnhiton 『アウグスブルク信仰告白』リトン、二〇一五年、一二五頁。